身体犯用
被害者の手引

犯罪の被害にあわれた方へ

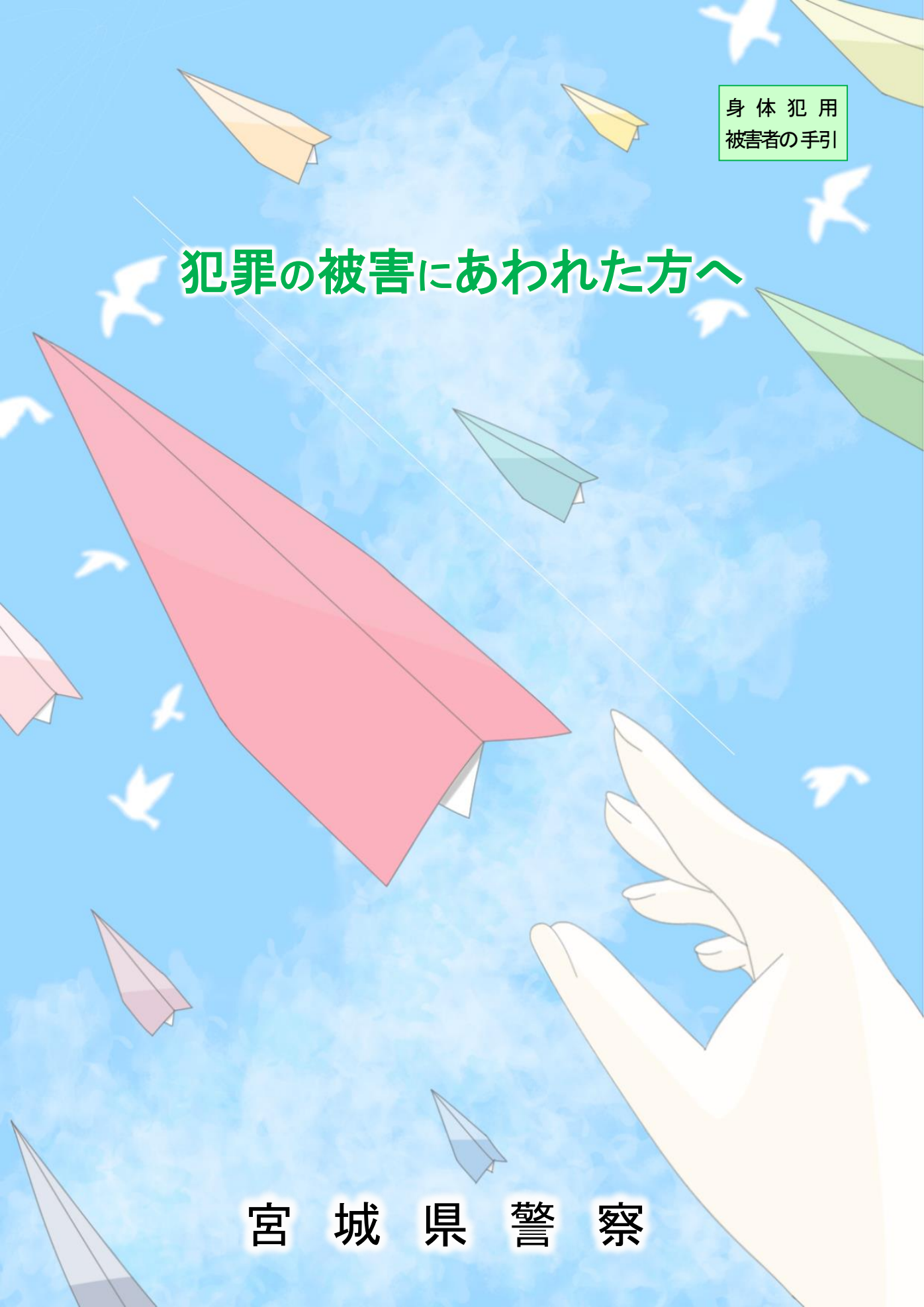

宮城県警察

はじめに

このパンフレットは、犯罪被害者等※の皆様に

○　捜査や裁判はどのように進み、犯人はどのような手続で処罰されるのか。
　また、その際どのような協力を求められるのか。

○　利用できる制度には、どのようなものがあるのか。

といったことをわかりやすくお知らせするためのものです。

※　このパンフレットでは、犯罪の被害にあわれた方及びそのご家族を「犯罪被害者等」と記載しています。

※　この冊子の表紙は、宮城県内の中学生、高校生を対象に開催したデザイン募集において、最優秀賞を受賞した作品を使用しています。

表紙デザイン制作者から一言

「無理に力を入れたりすると飛ばない」十人十色の紙飛行機が一、三、五の縁起の良い数の鳥とともに大空に羽ばたく様子を描きました。犯罪の被害にあわれた方やそのご家族の心に寄り添い、前に進んでいけるきっかけになれば幸いです。

目　次

1　犯人を捕まえ、処罰するまでの手続・・・・・・・・・・・・・・・・1
(1)　犯人が成人の場合
(2)　犯人が少年(14歳以上20歳未満)の場合
(3)　犯人が少年(14歳未満)の場合

2　捜査へのご協力のお願い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
(1)　事情聴取・被害届
(2)　証拠品の提出
(3)　実況見分などへの立会い
(4)　裁判所での証言

3　犯罪被害者等の方が利用できる制度・・・・・・・・・・・・・・・6
(1)　犯罪被害者等に対する支援要員制度
(2)　刑事手続、捜査状況の情報に関する制度等
(3)　裁判で利用できる制度
(4)　更生保護において利用できる制度
(5)　刑の執行段階等において利用できる制度

4　安全の確保に関する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
(1)　再被害の防止・保護対策
(2)　DV(配偶者などからの暴力)、児童虐待などの犯罪被害者等の保護
(3)　プライバシー侵害などに対する人権救済制度

5　経済的支援や各種支援・福祉制度・・・・・・・・・・・・・・・・13
(1)　警察の公費負担制度
(2)　犯罪被害給付制度
(3)　民間賃貸住宅に関する情報提供
(4)　公営住宅への優先入居
(5)　民事上の損害賠償請求制度
(6)　税制
(7)　福祉制度
(8)　個別労働紛争解決制度

6　精神的被害への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

7　各種相談機関・窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
(1)　警察の相談窓口
(2)　他機関の相談窓口

1　犯人を捕まえ、処罰するまでの手続

犯人や犯罪の事実を明らかにし、犯人の刑罰を定める手続のことを刑事手続といいます。これは大きく、捜査、起訴、公判の3つの段階に分かれ、警察、検察庁、裁判所などの機関が携わります。

(1)　犯人が成人の場合

捜 査

犯人を捕まえ、証拠を収集して事実を明らかにし、事件を解決するために行う活動を**捜査**といいます。

警察が一定の証拠に基づいて犯人であると認めた者を**被疑者**といい、必要な場合には被疑者を逮捕してから48時間以内に、その身柄を検察庁に送ります（**送致**）。

送致を受けた検察庁の検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束する必要があると認める場合には、24時間以内に裁判官に対して身柄拘束（**勾留**）の請求を行います。

裁判官がその請求を認めると、被疑者は最長で20日間、警察の留置施設などに勾留されることになります。被疑者が勾留されている間にも、警察は様々な捜査活動を行います。

なお、被疑者が逃走するおそれがない場合などには、被疑者を逮捕せずに取調べ（任意取調べ）、証拠をそろえた後、捜査結果（書類や証拠品）を検察庁に送致します。

起 訴

送致を受けた検察官は、勾留期間内に、警察から送致された書類や証拠を精査し、検察官自身で被疑者の取調べを行い、被疑者を裁判にかけるかどうかの決定を行います。

裁判にかける場合を**起訴**、かけない場合を**不起訴**といいます（起訴された被疑者は「被告人」といいます。）。

起訴には、通常の公開の裁判を開くことを請求する**公判請求**、一定の軽微な犯罪について、公開の裁判を開かずに書面だけの審理を行うことを請求する**略式請求**があります。

なお、被疑者を逮捕しない事件送致の場合には、送致を受けた検察官は、事件について必要な捜査を行った後に、被疑者を裁判にかけるかどうかの決定を行います（この場合の起訴は、通称「在宅起訴」といいます。）。

公 判

被疑者が起訴され、**公判**が開かれる日が決められた後、審理が行われ、**判決**が下されます。

判決について、検察官や被告人がその内容に不服がある場合には、さらに上級の裁判所（高等裁判所など）に訴えることとなります。

【刑事手続の概要】

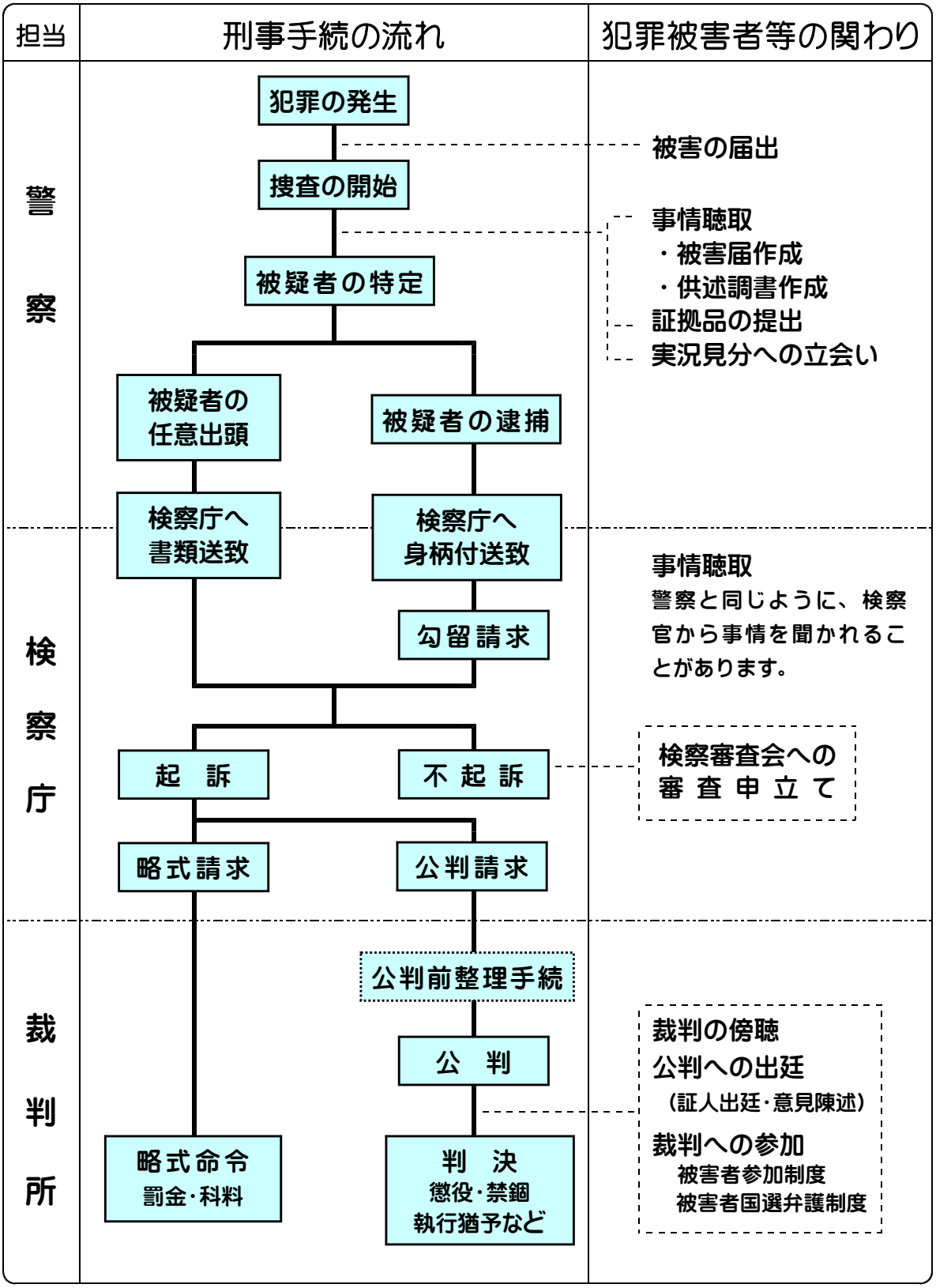
担当
刑事手続の流れ
犯罪被害者等の関わり
警察
検察庁
裁判所
犯罪の発生
捜査の開始
被疑者の特定
被疑者の任意出頭
被疑者の逮捕
検察庁へ書類送致
検察庁へ身柄付送致
勾留請求
起　訴
不起訴
略式請求
公判請求
公判前整理手続
公　判
略式命令
罰金・科料
判　決
懲役・禁錮
執行猶予など
被害の届出
事情聴取
・被害届作成
・供述調書作成
証拠品の提出
実況見分への立会い
事情聴取
警察と同じように、検察官から事情を聞かれることがあります。
検察審査会への審査申立て
裁判の傍聴
公判への出廷
（証人出廷・意見陳述）
裁判への参加
被害者参加制度
被害者国選弁護制度

⑵　犯人が少年（14歳以上20歳未満）の場合

捜査など

警察では、14歳以上の少年については、刑事手続と同様に捜査を行います。

18・19歳の少年の場合は罪種を問わず全ての事件、14～17歳の少年の場合は法定刑が懲役・禁錮などの比較的重い罪を犯した場合に、**検察庁に事件を送致**します。

送致を受けた検察官は、取調べなど必要な捜査をした後、少年をどのような処分にするのがよいかの意見を付けて、事件を家庭裁判所に送致します。

14～17歳の少年で、法定刑が罰金以下の罪を犯した場合は、**家庭裁判所に事件を送致**します。

審　判

家庭裁判所では、送致された事件について、裁判官の命令により家庭裁判所調査官が調査を行い、その結果を踏まえて**審判**（刑事手続でいう裁判）を開始するかどうかを決定します。

これまでの手続の過程で、少年が十分改心し、もはや審判に呼び出す必要がないと判断された場合は、審判手続を開始せず、その時点で終了します（**審判不開始**）。

一方、少年に対する処遇を決めるために裁判官が直接審理することが必要であると認められる場合は、審判手続を開始します。審判では、**保護処分**（少年を施設内に収容し矯正教育を行う少年院送致や、社会内において保護観察官と保護司が協働して少年の再非行防止・改善更生を図る保護観察など）の決定を行うほか、保護処分の必要がないと認められた場合には**不処分**の決定を行います。

なお、少年が凶悪な罪を犯した場合など、成人と同様の刑事処分とするべきであると認められた場合には、事件を検察庁に送り返します。この場合、少年は原則として裁判にかけられ、通常の刑事事件と同様に、刑罰を科すかどうかの決定を受けます。

⑶　犯人が少年（14歳未満）の場合

調査など

14歳未満の少年については、法律上罰することができないため、警察において**調査**を行います。14歳未満の少年に対する調査の手続では、少年に対し逮捕などの身柄拘束はできませんが、押収・捜索などの強制処分ができます。

警察は、調査の結果、事件を児童相談所に通告することができるほか、少年について家庭裁判所の審判に付すべきと認められるときは、事件を**児童相談所に送致**します。

児童相談所における措置

送致又は通告を受けた児童相談所では、少年に対し児童福祉法上の措置（児童自立支援施設への入所や里親への委託など）をとり、家庭裁判所での審判が必要であると判断した場合は、事件を家庭裁判所に送致します。児童相談所は、警察から送致を受けた事件については、原則として、家庭裁判所に送致しなければならないとされています。家庭裁判所に送致された少年は、14歳以上の少年と同様に、審判を開始するかどうかの決定を受けます。

【少年事件の概要】

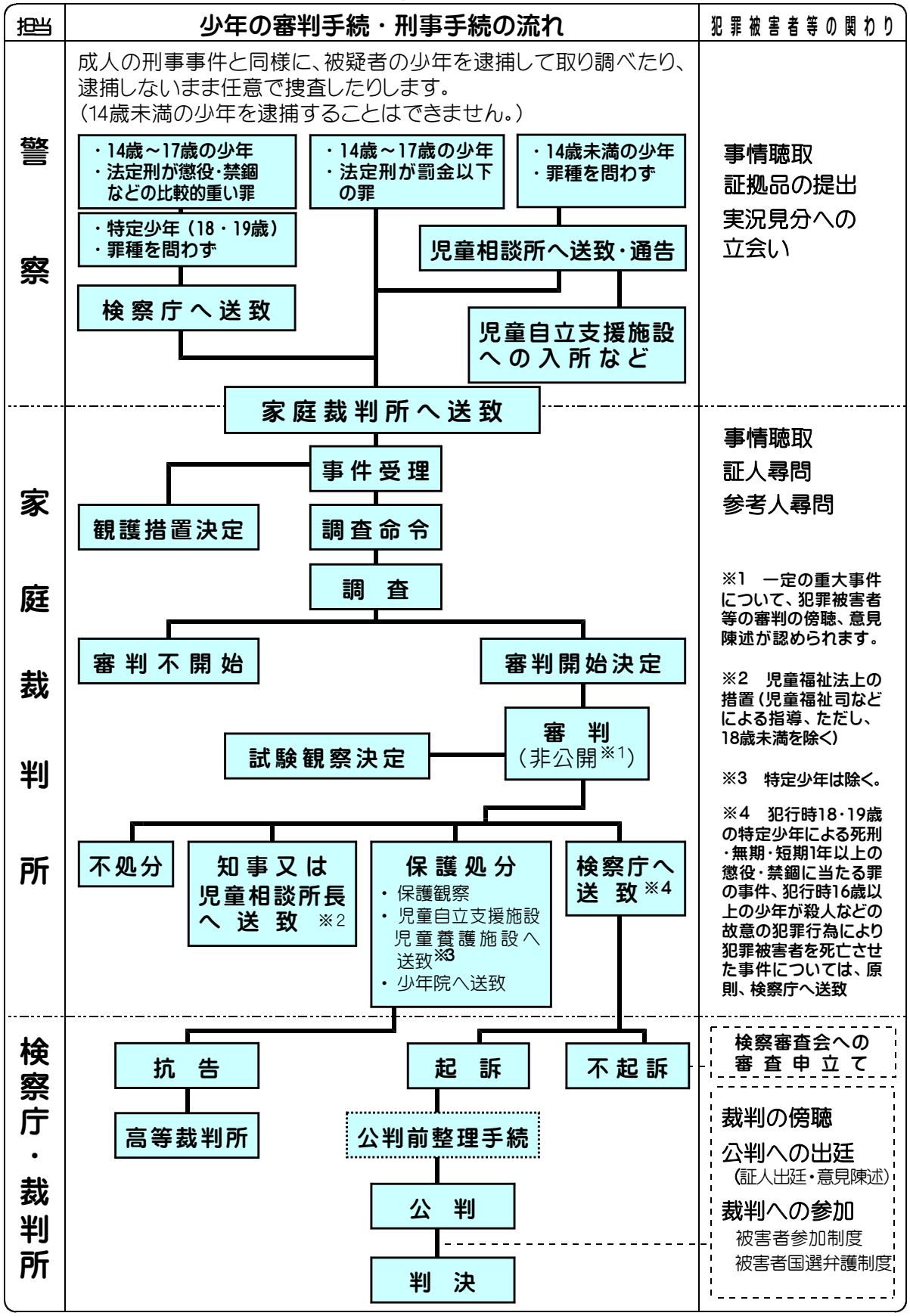
担当
少年の審判手続・刑事手続の流れ
犯罪被害者等の関わり
警察
成人の刑事事件と同様に、被疑者の少年を逮捕して取り調べたり、逮捕しないまま任意で捜査したりします。
（14歳未満の少年を逮捕することはできません。）
・14歳～17歳の少年
・法定刑が懲役・禁錮などの比較的重い罪
・14歳～17歳の少年
・法定刑が罰金以下の罪
・14歳未満の少年
・罪種を問わず
・特定少年（18・19歳）
・罪種を問わず
児童相談所へ送致・通告
検察庁へ送致
児童自立支援施設への入所など
事情聴取
証拠品の提出
実況見分への立会い
家庭裁判所へ送致
家庭裁判所
事件受理
観護措置決定
調査命令
調査
審判不開始
審判開始決定
審判（非公開※1）
試験観察決定
不処分
知事又は児童相談所長へ送致 ※2
保護処分
・保護観察
・児童自立支援施設 児童養護施設へ送致※3
・少年院へ送致
検察庁へ送致 ※4
事情聴取
証人尋問
参考人尋問
※1 一定の重大事件について、犯罪被害者等の審判の傍聴、意見陳述が認められます。
※2 児童福祉法上の措置（児童福祉司などによる指導、ただし、18歳未満を除く）
※3 特定少年は除く。
※4 犯行時18・19歳の特定少年による死刑・無期・短期1年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件、犯行時16歳以上の少年が殺人などの故意の犯罪行為により犯罪被害者を死亡させた事件については、原則、検察庁へ送致
検察庁・裁判所
抗告
高等裁判所
起訴
公判前整理手続
公判
判決
不起訴
検察審査会への審査申立て
裁判の傍聴
公判への出廷
（証人出廷・意見陳述）
裁判への参加
被害者参加制度
被害者国選弁護制度

2　捜査へのご協力のお願い

皆様には、刑事手続上必要なご協力をお願いすることで、ご負担をおかけすることもあります。
犯人を捕まえ、処罰するため、そして同じような被害にあう人をなくすためにも、ぜひとも捜査へのご協力をいただきたいと思います。具体的には、次のようなことがあります。

⑴　事情聴取・被害届

担当の捜査員が、被害の状況や犯人の様子などについて、詳しく事情をお聞きします。
思い出したくない、言いたくないこともあるかと思いますが、犯人や犯罪事実を明らかにするため、必要があってお尋ねするもので、内容を被害届や供述調書にすることもあります。
詳しいことが分かるほど、犯人の早期検挙につながりますので、ご協力をお願いします。

○　警察に事情を話したことで、犯人から仕返しをされるのではないかという不安を持たれるかも知れませんが、警察は犯罪被害者等が犯人から再び被害を受けることのないよう安全対策に万全を期しています。
詳しくは、12ページ「再被害の防止・保護対策」をご覧ください。

○　被害の状況により、同性の警察官による事情聴取や付添いを希望される場合、又はお子さんが被害にあい、事情聴取に親の同席を必要とお考えの場合などには、あらかじめ担当の捜査員にご相談ください。

○　警察官のほかに検察官から事情を聞かれることもあります。どうして同じことを繰り返し聞かれるのだろうと思われるかもしれませんが、検察官が起訴・不起訴の判断をするために重要なことですのでご理解ください。

⑵　証拠品の提出

犯人や犯罪事実を明らかにするため、被害にあわれた方が被害当時に着ていた服、持っていた物などを証拠品として提出していただくことがありますが、これは、犯罪を立証するために必要ですのでご協力をお願いします。

○　提出していただいたものについては、証拠品として保管する必要がなくなれば、裁判が終わらない段階でもお返しします（これを「**還付**（かんぷ）」といいます。）。

○　その証拠品をまだ保管する必要がある場合でも、所有者の方の請求により、仮にお返しできる場合もあります（これを「**仮還付**（かりかんぷ）」といいます。）。

○　これら証拠品について所有者の方が返却の必要がないと思われるものは、提出のときに「**所有権放棄**」の手続をしていただければ、証拠品として保管する必要がなくなったときに処分されます。

⑶　実況見分などへの立会い

皆様には、警察官が犯罪の現場などについて確認する際に、立会いをしていただくことがあります（現場などの状況を確認することを「**実況見分**」、裁判所の令状に基づいて確認することを「**検証**」といいます。）。
ある程度の時間がかかりますが、事実の解明や犯罪の立証に必要な場合に行うものですので、ご協力をお願いします。

⑷　裁判所での証言

皆様には、犯罪の立証のため、裁判所で証言していただくことがあります（これを「**証人尋問**」といいます。）。

裁判に際しては、犯罪被害者等に配慮した様々な支援制度が用意されています。

詳しくは、8～10ページ「裁判で利用できる制度」をお読みください。

【法廷のイメージ】

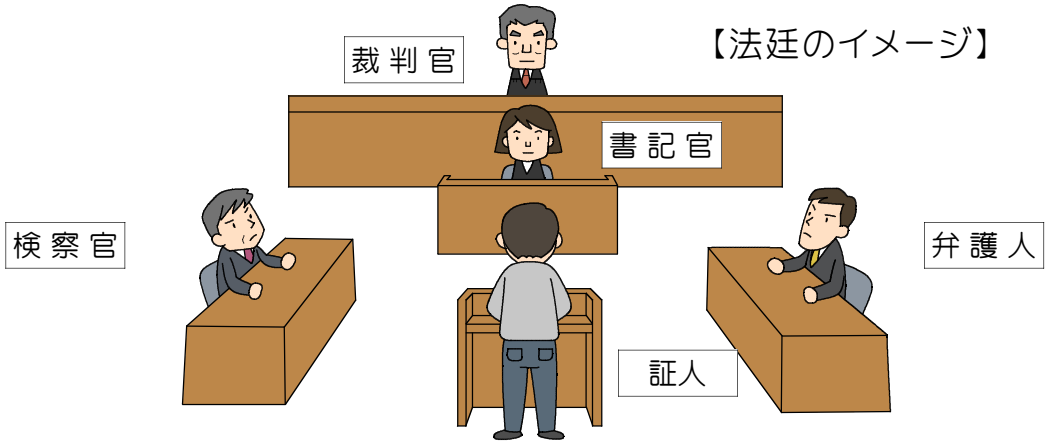

3　犯罪被害者等の方が利用できる制度

⑴　犯罪被害者等に対する支援要員制度

指定被害者支援要員制度

警察では、被害者支援が必要とされる事案が発生したときに、捜査員とは別に指定された警察職員が被害者支援活動を行う**指定被害者支援要員制度**を運用しています。

指定被害者支援要員は、次のような活動を行っています。

- ○　病院の手配や付添い、現場検証の立会い等への付添い
- ○　刑事手続や犯罪被害者等のための制度の説明
- ○　事情聴取や被害者調書の作成又はそれらの補助
- ○　心配ごとの相談受理、カウンセリング制度及び各種相談機関の紹介
- ○　犯罪被害者等の自宅などへの送迎

【問合せ先】担当の捜査員、事件担当の警察署

検察庁被害者支援員制度

検察庁では、犯罪被害者等の負担や不安をできるだけ和らげるため、犯罪被害者等の支援に携わる**被害者支援員**が配置されています。

被害者支援員は、次のような活動を行っています。

- ○　相談への対応、法廷への案内・付添い
- ○　事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助け
- ○　犯罪被害者等の状況に応じて精神面、生活面、経済面などの支援を行っている関係機関や団体などの紹介

【問合せ先】担当の検察官、検察事務官、検察庁被害者支援員

（16ページ「被害者ホットライン」参照）

⑵　刑事手続、捜査状況の情報に関する制度等

被害者連絡制度

警察では、犯罪被害者等に対して、次の事項を連絡する**被害者連絡制度**を運用しています。

○　**捜査の進ちょく状況**
　被疑者が捕まっていない場合には、捜査に支障のない範囲内で捜査状況を連絡します。

○　**被疑者を捕まえた場合**
　被疑者を捕まえた場合には、捜査に支障のない範囲内で被疑者を捕まえたことや、被疑者の氏名などについて連絡します。

○　**逮捕した被疑者の処分状況**
　逮捕後、勾留が行われた事件については、どこの検察庁に送致したか、検察官が被疑者を起訴したかどうか、どこの裁判所に起訴したかなどについて連絡します。

事件のことを思い出したくないので、知らせてほしくないという方は、捜査員にその旨をお話しください。

また、被疑者が少年の場合には、連絡の内容に若干の違いがあります。

【問合せ先】担当の捜査員、事件担当の警察署

被害者等通知制度

検察庁では、犯罪被害者等に対し、事件の処分結果、刑事裁判の結果、加害者の受刑中の刑務所における処遇状況、刑務所からの出所時期などに関する情報を提供するために、**被害者等通知制度**を設けています。

通知を受けることができる事項は次のとおりです。

①　事件の処分結果（公判請求、略式命令請求、不起訴、家庭裁判所送致など）
②　裁判を行う裁判所及び裁判が行われる日
③　裁判の結果（裁判の主文と上訴・確定の有無）
④　加害者の身柄の状況、起訴事実、不起訴の理由の概要など①～③に準じる事項
⑤　有罪裁判確定後の加害者に関する事項
- 収容されている刑務所の名称・所在地
- 実刑判決が確定した後、刑務所から釈放される予定（満期出所予定時期）の年月
- 受刑中の刑務所における処遇状況（おおむね6か月ごとに通知）
- 刑務所から釈放（満期釈放、仮釈放）された年月日
- 執行猶予の言渡しが取り消された年月日
- 仮釈放審理を開始した年月日
- 仮釈放を許す旨の決定をした年月日
- 保護観察が開始された年月日や保護観察終了予定年月日
- 保護観察中の処遇状況（おおむね6か月ごとに通知）
- 保護観察が終了した年月日　など

このほか、犯罪被害者等が再び被害にあうことのないように、転居、その他加害者との接触を避ける措置をとる必要があるため、特に通知を希望する場合で、検察官が通知を行った方がよいと認めたときには、受刑者の釈放直前における釈放予定の時期や釈放された後の住所地を通知することもあります。

【問合せ先】担当の検察官、検察事務官、検察庁被害者支援員
（16ページ「被害者ホットライン」参照）

心神喪失などの状態の者から被害を受けた方の審判の傍聴及び結果通知

心神喪失などの状態で一定の重大な他害行為（殺人、放火など）を行った者が、心神喪失などであると認められて不起訴処分あるいは無罪となった場合などには、明らかに必要がない場合を除き、検察官は医療の要否及び内容を決定する審判を求めて、裁判所に申立てをすることになります。

裁判所は、この申立てを受けて審判を行い、その者を入院させるのかそれとも通院させるのかなどを決定します。

犯罪被害者等は、申出をすることによって、審判の傍聴や審判結果などについて裁判所からの通知を受けることができます。

【問合せ先】担当の検察官、検察事務官、検察庁被害者支援員
（16ページ「被害者ホットライン」参照）
仙台地方裁判所　☎ 022-745-6072　平日 9:00～17:00

検察審査会への審査申立て

検察官は、事件の捜査を行った上で被疑者を処罰する必要があると判断したときは起訴しますが、いろいろな事情から不起訴処分にする場合があります。

検察審査会は、選挙権を有する国民の中から選ばれた11人の検察審査員が国民を代表して不起訴処分の当否を審査する機関で、検察官の不起訴処分に不服がある場合、犯罪被害者等や告訴・告発した方から、検察審査会に審査の申立てをすることができます。

【問合せ先】仙台検察審査会事務局（仙台地方裁判所内）
☎ 022-222-4750　平日 9:00～17:00
古川検察審査会事務局（仙台地方裁判所古川支部庁舎内）
☎ 0229-22-1601　平日 9:00～17:00

⑶　裁判で利用できる制度

裁判所では、犯罪の立証のため、犯罪被害者等に公判で証人として証言していただくことがあります。

公判に際しては、犯罪被害者等に配慮して、次のような各制度が定められています。

○　**証人への付添い**
裁判所が認める適切な人に付き添ってもらうことができます。

○　**証人の遮へい**
犯罪被害者等が、被告人や傍聴人から見えないように、間についたてなどを設置してもらうことができます。

○　**ビデオリンク方式**
同じ裁判所の別室又は別の裁判所から、ビデオモニターを通じて証言することができます。

○　**事件記録の閲覧・コピー**
第1回公判期日の後、原則として、裁判所にある刑事事件の事件記録の閲覧、コピーができます。また、いわゆる同種余罪の犯罪被害者等も、民事の損害賠償請求のため必要があり、相当と認められる場合には、閲覧、コピーができます。

○ **犯罪被害者等に関する情報の保護**

刑事裁判の手続において、性犯罪などの犯罪被害者等の氏名などを公開の法廷で明らかにしない旨の決定を裁判所がするよう、検察官に申し出ることができます。

この決定があったときは、起訴状の朗読などの訴訟手続は、犯罪被害者等の氏名などを明らかにしない方法で行われます。

○ **意見陳述**

犯罪被害に関する心情や意見を述べることができます。

○ **公判の傍聴**

犯罪被害者等の申出があれば、公判を優先して傍聴することができるように、できる限りの配慮がされます。

○ **刑事和解**

被告人との間で示談した場合に、別に民事訴訟を起こさなくてもいいように、その示談内容を刑事裁判の調書に記載してもらうことができます。

○ **冒頭陳述の内容を記載した書面**

検察庁で、冒頭陳述（裁判の初めに、検察官が証明しようとする事実を明らかにすること）の内容を記載した書面を受け取ることができます。

被害者参加制度

殺人、傷害、危険運転致死傷などの故意の犯罪行為により人を死傷させた事件や、逮捕・監禁、過失運転致死傷などの事件の犯罪被害者等は、裁判所の許可を得て、**被害者参加人**という訴訟手続上の地位を得た上で、刑事裁判に参加することができます。

具体的には、公判に出席し、一定の要件の下で証人や被告人に対して質問をしたり、事実又は法律の適用についての意見を述べたりすることができます。

被害者参加旅費等支給制度

被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方（傍聴席で裁判を傍聴した場合は含まれません。）に、請求により国がその旅費等を支給します。

被害者参加人のための国選弁護制度

被害者参加人となった犯罪被害者等は、公判への出席や被告人質問などの行為を弁護士に委託することもできますが、その資力（現金、預金などの合計額）から療養費などの額（犯罪行為を原因として請求の日から6月以内に支出することとなると認められる治療費その他の費用の合計額）を差し引いた額が、基準額（200万円）に満たない場合には、弁護士の援助を受けられるようにするため、日本司法支援センター（法テラス）を通じて裁判所に弁護士（被害者参加弁護士）の選定を請求することができます。この弁護士の報酬及び費用は、国が負担します。

損害賠償命令制度

殺人、傷害などの故意の犯罪行為により人を死傷させた罪などの犯罪被害者等は、刑事事件が地方裁判所で行われている場合に、その裁判所に対し、起訴されている犯罪事実を原因とした不法行為による損害賠償を被告人に命ずるよう求める申立てをすることができます。

この手続は、被告人に対し有罪の言渡しがあった場合、ただちに損害賠償命令事件の審理が開始され、原則として4回以内の期日で簡易迅速に行われ、刑事事件を担当した裁判所が刑事記録を職権で取り調べるなど、犯罪被害者等による被害事実の立証が容易になっています。

なお、4回以内の期日では終わらない場合や損害賠償命令の申立てについての裁判に対して異議の申立てがあった場合などは、通常の民事訴訟手続に移行します。

【問合せ先】担当の検察官、検察事務官、検察庁被害者支援員
（16ページ「被害者ホットライン」参照）
仙台地方裁判所　☎ 022-745-6072　平日 9:00～17:00

また、少年犯罪による犯罪被害者等には、次のような制度があります。

○ **意見陳述**

裁判官や家庭裁判所調査官に対して、犯罪被害に関する心情や意見を述べることができます。

○ **事件記録の閲覧・コピー**

審判開始の決定があった後、原則として、裁判所にある少年事件の事件記録（少年の要保護性に関して行われる調査についての記録である、いわゆる社会記録は除かれます。）の閲覧、コピーができます。

○ **審判の傍聴**

殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、過失運転致死傷罪など（いずれも傷害の事案にあっては、生命に重大な危険を生じさせた場合に限られます。）の犯罪被害者等は、少年審判の傍聴が認められる場合があります。

○ **審判状況の説明**

家庭裁判所から、審判期日における審判の状況について説明を受けることができます。

○ **審判結果の通知**

家庭裁判所から、少年等の氏名及び住居、並びに決定の年月日、主文及び理由の要旨の通知を受けることができます。

【問合せ先】仙台家庭裁判所 少年書記官室
☎ 022-745-6227　平日 9:00～17:00

⑷　更生保護において利用できる制度

○ **意見等聴取制度（地方更生保護委員会）**

加害者が刑事施設や少年院に収容された場合、申出をした犯罪被害者等は、加害者の仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かを判断するために、地方更生保護委員会が行う審理において、仮釈放・仮退院に関する意見や被害に関する心情を述べることができます。聴取された意見は、地方更生保護委員会において、仮釈放・仮退院の判断に当たって考慮されるほか、仮釈放・仮退院を許す場合の特別遵守事項の設定などに当たって考慮されます。

○　**心情等聴取・伝達制度（保護観察所）**

被害に関するお気持ちや、保護観察中の加害者の生活・行動に対するご意見を保護観察所がお聴きします。さらに、ご希望がある場合には、これを加害者に伝えます。

加害者への心情等の伝達を希望される場合は、加害者が被害の実情などに向き合い、反省や償いの意識を深めるよう指導を行います。

加害者への伝達を希望しない場合、お聴きした心情等は、加害者の保護観察を担当する保護観察官に伝えられ、保護観察を実施する上での指導等で考慮されます。なお、伝達を希望しない場合は、心情等聴取・伝達制度を利用されたことが加害者に伝わることはありません。

○　**被害者等通知制度（保護観察所）**

加害者が収容されている刑務所・少年院から仮釈放された場合、保護観察付き執行猶予の判決を受けた場合や少年審判において保護観察処分を受けた場合に、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知します。

○　**相談・支援（保護観察所）**

被害者専任のスタッフが被害を受けたことによる悩みや不安を聴取して相談に応じ、更生保護における犯罪被害者等施策の内容を説明します。また、他の行政機関や民間団体が行う支援を紹介し、その機関への連絡や相談を支援します。

【問合せ先】東北地方更生保護委員会又は仙台保護観察所
（17ページ「更生保護において利用できる制度の相談」参照）

⑸　刑の執行段階において利用できる制度

○　**心情等の聴取・伝達制度（刑事施設・少年院）**

刑事施設・少年院では、犯罪被害者等の方の申出に応じ、被害者担当の職員が、犯罪被害者等の方から、被害に関する心情、被害を受けられた方の置かれている状況、受刑又は在院中の加害者の生活や行動に関する意見をお聴きし、ご希望により、これを受刑又は在院中の加害者に伝達することができる制度があります。

加害者に対しては、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情が深まるよう指導等を行います。

また、ご希望に応じ、お聴きした心情等を加害者に伝達した際に、加害者が述べたこと等について書面でお知らせすることも可能です。

【問合せ先】仙台矯正管区、宮城刑務所、東北少年院、青葉女子学園、仙台少年鑑別所
（17ページ「刑の執行段階等において利用できる制度の相談」参照）

○　**被害者等通知制度（審判結果が少年院送致の場合）**

少年院では、加害者が少年院送致の保護処分を受けた場合、犯罪被害者等に対し、収容されている少年院の名称、少年院における教育状況、少年院からの出院年月日などに関する情報を提供するために、被害者等通知制度を設けています。

【問合せ先】仙台少年鑑別所
（17ページ「刑の執行段階等において利用できる制度の相談」参照）

4　安全の確保に関する支援

⑴　再被害の防止・保護対策

警察では、犯罪被害者等が、再び同じ加害者から生命、身体に被害を受けるおそれがある場合には、犯罪被害者等を**再被害防止対象者**に指定し、重点的な防犯指導や必要に応じた所要の警戒措置を行い、再被害防止対象者から要望があった場合又は再被害防止に必要な場合には、加害者の釈放などに関する情報を提供して、安全の確保に努めています。

また、加害者が暴力団員、暴力団関係者、総会屋などで、これら暴力団などからの仕返しを受けるおそれがある場合には、犯罪被害者等を**保護対象者**に指定し、保護に必要な措置を行い、被害の未然防止を徹底しています。

もし、加害者や暴力団などから、生命・身体に危害を加えられるような脅しを受けた場合には、すぐに警察へ通報してください。

⑵　DV（配偶者などからの暴力）、児童虐待などの犯罪被害者等の保護

警察では、DVや児童虐待、ストーカーなどの被害にあわれた方が、加害者から離れて保護される必要がある場合には、安全の確保について宮城県女性相談センターや児童相談所と連携の上、対応しています。

【問合せ先】担当の捜査員又は次の相談所等

○　**ＤＶに関する相談　（17ページ「ＤＶの相談」参照）**

宮城県女性相談支援センター
みやぎ夜間・休日DVほっとライン
仙台市「女性への暴力相談電話」

○　**児童虐待に関する相談　（虐待の緊急ケースは、24時間対応）**

宮城県中央児童相談所	☎ 022-784-3583	平日 8:30～17:15
同黒川支所	☎ 022-341-6985	平日 8:30～17:15
宮城県北部児童相談所	☎ 0229-22-0030	平日 8:30～17:15
宮城県東部児童相談所	☎ 0225-95-1121	平日 8:30～17:15
同気仙沼支所	☎ 0226-21-1020	平日 8:30～17:15
仙台市児童相談所	☎ 022-718-2580	平日 8:30～17:00

※　**DV・ストーカー等の法的な相談については、19ページ「法律相談」をご覧ください。**

⑶　プライバシー侵害などに対する人権救済制度

犯罪被害者等は、直接的な被害のほかに、いわれのないうわさや中傷により傷つけられたり、プライバシーが侵害されたりするなど、二次的な被害を受けることがあります。法務省の人権擁護機関は、相談対応のほか、被害の申告を受け、人権侵害の疑いがあれば救済手続を開始し、調査の結果「人権侵害あり」と認めたときは、救済のための措置を講じます。

【問合せ先】仙台法務局（17ページ「人権の相談」参照）

5　経済的支援や各種支援・福祉制度

⑴　警察の公費負担制度

警察では、次の経費を公費で負担し、犯罪被害者等の経済的負担を軽減しています。

○　**医療費用など**

ご家族を亡くされた方　～　検案書料、司法解剖後のご遺体搬送料及び修復料の一部
傷害を負われた方　～　初診料、診断書料

○　**一時避難場所の確保**

自宅が犯罪の現場となり、破壊されるなどの理由により居住が困難となり、自ら居住する場所が確保できない場合などに、公費により一時的に避難する宿泊場所を提供することができます。

※　一定の条件があり、経費の公費負担を受けられない場合があります。

【問合せ先】担当の捜査員、 事件担当の警察署

⑵　犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為によって、ご家族を亡くされたご遺族、重大な負傷又は疾病を負ったり、身体に障害が残った犯罪被害者に対して、労災保険などの他の公的給付や加害者から十分な損害賠償を受けることができなかった場合などにおいて、国が一時金として給付金を支給する制度です。

種　類	遺族給付金	重傷病給付金	障害給付金
支　給 対象者	亡くなられた犯罪被害者のご遺族 ①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹の順で第一順位遺族	重傷病（加療1月以上かつ3日以上の入院を要する負傷又は疾病（PTSDなどの精神疾患については、加療1月以上かつその症状の程度が3日以上労務に服することができない程度の疾病））を負った犯罪被害者本人	身体上に障害※が残った犯罪被害者本人 ※「障害」とは、負傷又は疾病が治ったときにおける身体上の障害で、障害等級第1級から第14級までに該当するもの。
支給額	犯罪被害者が死亡前に療養を要した場合には、その負傷又は疾病にかかった日から3年間における保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額も合算	負傷又は疾病にかかった日から3年間における保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額を合算した額	後遺障害が法に定める障害等級（1～14級）に該当する場合、その等級に応じた額

犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときには申請ができません。

また、犯罪被害者又は第一順位遺族にも原因がある場合や親族間での犯罪などには給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

【問合せ先】事件担当の警察署又は警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室

☎022-221-7171（内線2694、2695）

⑶　民間賃貸住宅に関する情報提供

警察では、殺人・性犯罪などの犯罪被害を自宅やその近辺で受けたため、これまでの住居で引き続き生活ができないと悩んでいる方に対し、公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会と連携・協力し、希望に応じたアパートなどの民間賃貸住宅に関する情報提供を行っています。

【問合せ先】担当の捜査員、事件担当の警察署

⑷　公営住宅への優先入居

犯罪行為によりこれまでの住居に住めなくなった方で、希望する公営住宅（県・市町村営住宅）の入居要件を満たしている場合、地方公共団体によっては抽選確率が倍になるなど優先的に入居できることがあります。

【問合せ先】宮城県住宅供給公社　平日 8:30～17:15

本社　☎　022-224-0014　東部支社　☎0225-85-0296

県住宅課、各市役所・町村役場の公営住宅管理担当窓口

⑸　民事上の損害賠償請求制度

犯罪は、他人の権利を侵害し、これによって他人に損害を生じさせる行為であることから、民法上の不法行為（民法第709条）に該当し、犯罪被害者等は、加害者などに対して損害賠償を請求することができます。

不法行為による損害賠償請求は、民事訴訟法などに基づく民事手続に従って行われるもので、刑事手続とは別に犯罪被害者等が申立てなどを行う必要があります。

なお、損害賠償命令制度については、9・10ページを参照してください。

【問合せ先】日本司法支援センター、仙台弁護士会（19ページ「法律相談」参照）

最寄りの法律相談センター

⑹　税制

犯罪被害者等が自己負担で医療費を支払ったり、身体に障害を負った場合などには、医療費控除、障害者控除などの所得控除が認められる場合があります。

【問合せ先】最寄りの税務署

⑺　福祉制度

父（母）親を亡くしたため母（父）子家庭となった場合には、児童扶養手当や母子福祉資金の貸付などを受けることができる場合があります。

また、収入がなくなったり、少なくなったりしたため生活が困っている方に対しては、国が困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活の保障を受けることができる生活保護制度があります。

【問合せ先】県・市の保健福祉事務所、町村役場福祉担当課及び民生委員

⑻　個別労働紛争解決制度

宮城労働局において、個々の労働者と事業主との間の労働関係に関するトラブルの未然防止、労使による自主的な解決を促進することを目的として、総合労働相談コーナーでは情報提供や相談などを行っています。

【問合せ先】宮城労働局雇用環境・均等室総合労働相談コーナー

☎ 022-299-8834　平日 9:00～16:30

6　精神的被害への支援

犯罪の被害により大変重いストレスにさらされると、程度の差はあっても、次のような様々な心身の反応があらわれることがあります。

これは異常なことではなく、誰にでも起こり得ることです。

心理的反応

恐怖感 、自責感 、不安感 、無気力
絶望感 、孤独感 、疎外感 、怒 り 、復讐心

身体的反応

緊 張 、動 悸 、下 痢 、吐き気
食欲不振 、不 眠 、悪 夢

感覚的反応

感 覚 、感情の麻痺 、現実だという感覚がない
記憶力・判断力の低下

これらは、時間の経過とともに、次第に回復していきますが、回復にかかる時間は人それぞれです。中には様々な精神疾患（PTSDなど）に発展していく場合があります。

警察では、公認心理師及び臨床心理士の資格を持つ心理カウンセラーをカウンセリングの専門員として配置し、精神科医と連携するなど、犯罪被害者等の精神的な被害の回復を支援しています。

また、犯罪被害者等が精神科等で受診した際に要するカウンセリング費用の一部を公費で負担することにより、経済的な負担を軽減しています。

※　一定の条件があり、費用の公費負担を受けられない場合があります。

【問合せ先】担当の捜査員、事件担当の警察署
警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室 ☎ 022-221-7171（内線2697）

日常生活に支障を感じたときは、医療機関又は保健所、精神保健福祉センターへご相談ください。

犯罪の被害により、児童生徒が心のケアを必要としている場合には、スクールカウンセラーなどによるカウンセリングもできますので、学校の相談窓口もご活用ください。

7　各種相談機関・窓口

(1)　警察の相談窓口

相談窓口	相談内容	電話番号	受付時間
警察相談専用電話	各種相談	☎ ＃9110 又は 022-266-9110	２４時間
性犯罪被害相談電話	性犯罪被害の相談	☎ ＃8103　又は 0120-19-8103	
環境犯罪・悪質商法相談電話	不法投棄・悪質商法の被害相談	☎ 022-261-1110	平日 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)
少年相談電話	少年の非行、問題行動に関する相談	☎ 022-222-4970	
いじめ１１０番	いじめの相談	☎ 022-221-7867	
暴力団相談電話	暴力団犯罪の相談	☎ 022-222-8930	２４時間
銃器・覚醒剤110番	けん銃・覚醒剤などの相談	☎ 022-266-1074	

(2)　他機関の相談窓口

宮城県犯罪被害者等支援のための総合相談窓口

宮城県では、経済面や精神面など、犯罪被害者等からの相談内容に応じた窓口を案内しています。

☎ 022-211-3783　平日 9:00～12:00、13:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

仙台市犯罪被害者等支援総合相談窓口

仙台市では、犯罪被害者等からの相談に応じ、市の施策に関する情報提供や関係機関などの紹介を行っています。

☎ 022-214-6151　平日 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

また、宮城県内の各市町村にも仙台市同様に総合相談窓口が設けられています。

仙台地方検察庁被害者ホットライン

検察庁では、犯罪被害者等が気軽に被害相談や事件に関する問合せを行えるように、専用電話として「**被害者ホットライン**」を設置しています。

☎ / FAX 022-222-6159　平日9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）※ FAXは常時受付

更生保護において利用できる制度の相談

○ **意見等聴取制度や仮釈放・仮退院に関する問合せ**
東北地方更生保護委員会　☎ 022-221-3540

○ **心情等聴取・伝達制度、被害者等通知制度や相談支援に関する問合せ**
仙台保護観察所企画調整課　☎ 022-221-1455
平日 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

刑の執行段階等において利用できる制度の相談

○ **心情等の聴取・伝達制度に関する問合せ**
仙台矯正管区　☎ 022-286-0750
宮城刑務所　☎ 022-286-0850
東北少年院　☎ 022-285-8568
青葉女子学園　☎ 022-286-5003
} 平日 8:30～17:00

○ **心情等の聴取・伝達制度、被害者等通知制度（少年院送致）に関する問合せ**
仙台少年鑑別所　☎ 022-286-2311　平日 8:30～17:00

人権の相談

法務局では、国民の人権を擁護するための取組の一つとして、人権相談所を設置し、法務局職員や法務大臣が委嘱した人権擁護委員が、犯罪被害者等の人権問題について相談に応じています。

みんなの人権１１０番　☎ 0570-003-110
女性の人権ホットライン　☎ 0570-070-810
こどもの人権１１０番　📠 0120-007-110
} 平日 8:30～17:15

DVの相談

宮城県女性相談支援センター

配偶者などからのDV被害や離婚問題など、女性が抱えるさまざまな悩みに関する相談窓口を設置しています。

○ 女性のための相談電話
☎ 022-256-0965　平日 8:30～17:00（祝日、年末年始を除く）

みやぎ夜間・休日ＤＶほっとライン

宮城県では、夫婦やパートナー、恋人などからDVによる被害を受けている方がさまざまな相談を行えるように、電話相談窓口を設置しています。

☎ 022-725-3660　木・土曜 17:30～21:00
日　曜 13:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

仙台市「女性への暴力相談電話」

DVや性暴力の被害など、女性への暴力に関する問題を抱えている方からの相談に応じます。

☎ 022-268-5145　月・水～金曜 9:00～17:00
火　曜　9:00～19:00（祝日、年末年始を除く）

民間被害者支援団体

～宮城県公安委員会指定　犯罪被害者等早期援助団体～

公益社団法人みやぎ被害者支援センター

犯罪の被害にあわれた方及びそのご家族を支援する団体として、次のような活動を行っています。

- ○　犯罪被害等に関する電話相談・面接相談・メール相談
- ○　病院、警察、裁判所などへの付添い支援
- ○　公認心理師等による無料カウンセリングの提供
- ○　弁護士による無料法律相談

☎ 022-301-7830（なやみゼロ）　火～金曜 10:00～16:00（祝日、年末年始を除く）

性暴力被害相談支援センター宮城

性暴力の被害にあわれた方及びそのご家族を対象に、次のような支援を行っています。

- ○　性暴力被害に関する電話相談・面接相談・メール相談
- ○　病院、警察、裁判所などへの付添い支援
- ○　医療機関受診に係る費用（初診料、性感染症検査料、緊急避妊措置料等）の助成
- ○　公認心理師等による無料カウンセリングの提供
- ○　弁護士による無料法律相談
- ○　緊急避難に伴う宿泊費用の助成

けやきホットライン（性暴力被害相談専用電話）

0120-556-460（こころ フォロー）　平日 10:00～20:00
土曜 10:00～16:00（祝日、年末年始を除く）

※ 土曜については男性相談員による電話相談も応じます。

※ 上記時間以外は、国の夜間休日コールセンターにつながり、24時間365日相談を受け付けます。

※　「性暴力被害相談支援センター宮城」は、宮城県から委託を受けた公益社団法人みやぎ被害者支援センターが運営しています。

※　助成やカウンセリングについては条件があります。

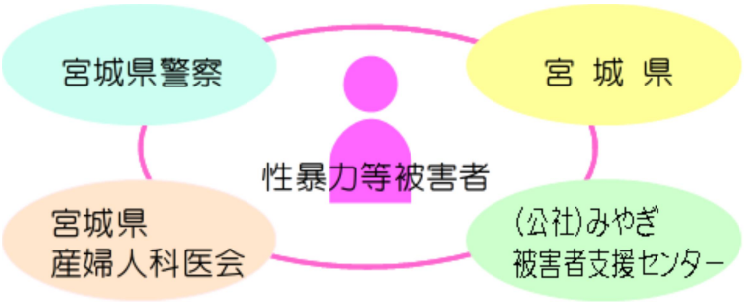

宮城県、宮城県警察、宮城県産婦人科医会、公益社団法人みやぎ被害者支援センターの4者が協定を結び、宮城県内における性暴力等被害者を支援するためのネットワークを構築しています。

法律相談

日本司法支援センター（法テラス）

犯罪被害者等から電話で問合せを受け、次のような支援を行っています。

○　法制度情報の提供
　犯罪被害者等が、その被害に関する刑事手続に適切に関与したり、その損害・苦痛の回復・軽減を図るための制度に関する情報を提供します。

○　相談窓口の紹介
　被害者支援を行っている機関・窓口と連携のもと、「その方が必要とされる支援」を行っている窓口を紹介します。

○　犯罪被害者等支援の経験や理解のある弁護士の紹介
　弁護士による法律相談の支援を必要とされる場合は、相談いただける弁護士を紹介します。
　紹介については無料です。相談料や弁護士費用などが必要になりますが、経済的に余裕がなく、資力などについて一定の要件に該当される方は、弁護士費用などに関する援助を受けられる制度があります。

○　DV等被害者法律相談援助制度
　DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている方に対し、資力に関わらず、弁護士による速やかな法律相談を実施する制度です（一定の基準を超える資産をお持ちの方には、後日、相談料をご負担いただきます。）。
　被害の防止に必要な相談であれば、刑事・民事問わずご相談いただけます。

犯罪被害者支援ダイヤル ☎ 0120-079714（なくことないよ）　※IP電話からは03-6745-5601
平日　9:00～21:00　、　土曜　9:00～17:00（※祝日、年末年始除く）

仙台弁護士会

○　**犯罪被害者無料電話法律相談**
　犯罪被害者支援登録弁護士が犯罪被害者等の犯罪被害に関する法的な悩み、相談に応じています。※　無料（初回限定・30分）
　☎ 022-217-1516　平日　9:30～16:30（祝日、年末年始を除く）

○　**DV・ストーカー関連事件相談**
　DV・ストーカー相談登録弁護士が、DV・ストーカー被害に関する法的な悩み、相談に応じています。受付後、相談担当弁護士からご連絡します。
　☎ 022-266-3775　平日　10:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

暴力団に関するトラブル等の相談

公益財団法人宮城県暴力団追放推進センターでは、専門的な知識を有する相談員を配置し、暴力団に関するトラブルにあった方への支援と助言を積極的に行っています。
特に、暴力団員から暴力等の被害を受けた方には、次のような支援を行っています。

○　民事訴訟費用の無利子貸付
○　見舞金の支給
○　民暴弁護士の紹介

0120-81-8930（ハイ　ヤクザゼロ）　平日　9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

奨学金などの相談

公益財団法人犯罪被害救援基金

犯罪被害者等に対する奨学金等の支給

① 生命・身体犯罪被害者の子、孫、弟妹等で学資の支払いが困難と認められる（小学校入学前3年間の幼児から大学院生及び外国の大学又は大学院への留学生）に奨学金や入学一時金を支給しています。

② 犯罪により重篤な被害（捜査機関の認定があるもの）を受けた犯罪被害者等で特別な救済を行うべき理由がある方に支援金を支給しています。

☎ 03-5226-1020 / HP http://kyuenkikin.or.jp/

MEMO

担当者

警察署 課 係

氏 名

電 話

内 線

みやぎけんけいさつ
シンボルマスコット
み　や　ぎ　く　ん

犯罪の被害にあわれた方へ

令和７年版

編集･発行／宮城県警察本部警務部警務課
犯罪被害者支援室